

◎新潟県訓令第5号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中別表の号及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の号及び別表の細目の号（以下「移動別表号等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の号及び別表の細目の号（以下「移動後別表号等」という。）が存在する場合には当該移動別表号等を当該移動後別表号等とし、移動別表号等に対応する移動後別表号等が存在しない場合には当該移動別表号等（以下「削除別表号等」という。）を削り、移動後別表号等に対応する移動別表号等が存在しない場合には当該移動後別表号等（以下「追加別表号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び削除別表号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号及び別表の細目の号の表示並びに追加別表号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第4（第6条関係） （略） 福祉保健部 （略）		別表第4（第6条関係） （略） 福祉保健部 （略）	
高齡福祉保健課		高齡福祉保健課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
	(1) (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略)		(1) (略) <u>(1)の2</u> (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3) 介護保険法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定をすること。</u>
	(4)～(6) (略) (7) <u>削除</u>		(4)～(6) (略) (7) <u>介護保険法第84条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</u>
	(8)・(9) (略) (10) 介護保険法第104条第1項の規定により、介護老人保健施設の開設の許可		(8)・(9) (略) (10) 介護保険法第104条第1項の規定により、介護老人保健施設の開設の許可

	<p>を取り消し、又は許可の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p><u>(10)の2 介護保険法第107条第1項の規定による介護医療院の開設の許可をすること。</u></p> <p><u>(10)の3 介護保険法第114条の6第1項の規定により、介護医療院の開設の許可を取り消し、又は許可の全部若しくは一部の効力を停止すること。</u></p> <p>(11)～(20) (略)</p>
--	---

(略)

障害福祉課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	<p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(1)の3 児童福祉法第21条の5の24第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>(2)～(32) (略)</p>

(略)

産業労働観光部

(略)

観光企画課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(略)

国際観光推進課	
部長専決事項	課長専決事項
	(略)

農林水産部

農業総務課	
部長専決事項	課長専決事項
<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 削除</p>	<p>(1)～(8)の2 (略)</p> <p>(9) 農業保険法第35条第4項の規定により、模範定款例を定めること。</p>

	<p>を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>(11)～(20) (略)</p>
--	--

(略)

障害福祉課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	<p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(1)の3 児童福祉法第21条の5の23第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>(2)～(32) (略)</p>

(略)

産業労働観光部

(略)

交流企画課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(略)

観光振興課	
部長専決事項	課長専決事項
	(略)

農林水産部

農業総務課	
部長専決事項	課長専決事項
<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 農業災害補償法(昭和22年法律第185号)第16条第1項から第3項までの規</p>	<p>(1)～(8)の2 (略)</p> <p>(9) 農業災害補償法第29条第4項の規定により、模範定款例を定めること。</p>

- (8) 農業保険法（昭和22年法律第185号）第31条の規定により、農業共済組合の設立の認可をすること。
- (9) 農業保険法第65条第2項の規定により、農業共済組合の解散の議決の認可をすること。
- (10) 農業保険法第67条第2項の規定により、農業共済組合の合併の認可をすること。
- (11) 農業保険法附則第2条第1項ただし書の規定により、新規開田地等を指定すること。
- (12)・(13) (略)

- (10) 農業保険法第36条第4項の規定により、模範事業規程例を定めること。
- (11) 農業保険法第45条の規定により、農業共済組合の仮理事を選任すること。
- (12) 農業保険法第105条第5項の規定により、共済責任期間が満了した日を認定すること。
- (13) 農業保険法第210条第1項の規定により、農業共済組合に対し必要な措置をとるべき旨を命ずること。
- (14) 農業保険法第210条第2項の規定により、農業共済組合に対し業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令をすること。
- (15) 農業保険法第222条第2項の規定により、農業共済保険審査会に諮問すること。

- 定により、農業共済組合への加入の除外基準を定めること。
- (8) 農業災害補償法第25条の規定により、農業共済組合の設立の認可をすること。
- (9) 農業災害補償法第46条第2項の規定により、農業共済組合の解散の議決の認可をすること。
- (10) 農業災害補償法第48条第2項の規定により、農業共済組合の合併の認可をすること。
- (11) 農業災害補償法第150条の2第1項ただし書の規定により、新規開田地等を指定すること。
- (12)・(13) (略)

- (10) 農業災害補償法第30条第3項の規定により、模範共済規程例を定めること。
- (11) 農業災害補償法第33条の6の規定により、農業共済組合の仮理事を選任すること。
- (12) 農業災害補償法第85条の4第5項の規定により、共済責任期間が満了した日を認定すること。
- (13) 農業災害補償法第120条の15第1項の規定により、地域を定めること。
- (14) 農業災害補償法第120条の15第3項の規定により、指数を定めること。
- (15) 農業災害補償法第142条の5第1項の規定により、農業共済組合に対し必要な措置を採るべき旨を命ずること。
- (16) 農業災害補償法第142条の5第2項の規定により、農業共済組合に対し業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令をすること。
- (17) 農業災害補償法第143条の2第2項の規定により、農業共済保険審査会に諮問すること。

(略)

農産園芸課	
部長専決事項	課長専決事項
果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第4条の規定により、果樹園経営計画の認定をすること。	(1)～(3) (略)

(略)

農産園芸課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) 果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第4条の規定により、果樹園経営計画の認定をすること。 (2) 新潟県農作物奨励	(1)～(3) (略) (4) <u>主要農作物種子法施行細則（昭和27年新潟県規則第57号）第4条第2項の規定により、種子審査員の指名をすること。</u>

(4) (略)
(5) (略)

品種規程（昭和28年1月新潟県告示第83号）第2条の規定により、奨励品種を指定すること。	(5) (略)
	(6) (略)
	(7) 新潟県主要農作物原種配付規程（昭和30年8月新潟県告示第1048号）第5条第1項の規定により、原種の配付価格を定めること。

(略)

(略)

畜産課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1) <u>畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第7条第1項の規定により、加工原料乳の数量を認定すること。</u> (1)の2 <u>畜産経営の安定に関する法律第10条第1項の規定により、指定事業者の指定をすること。</u> (1)の3 <u>畜産経営の安定に関する法律第13条第1項又は第2項の規定により、指定事業者の指定を解除すること。</u> (2)～(22) (略)

畜産課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1) <u>加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第11条の規定により、加工原料乳の数量を認定すること。</u> (2)～(22) (略)

水産課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)・(2) (略)	(1)～(16) (略)
(3) <u>水産業協同組合法第68条第2項（同法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。）及び同法第91条第2項の規定により、解散決議の認可をすること。</u>	(17) <u>新潟県内水面漁業調整規則（昭和47年新潟県規則第93号）第23条第1項又は第25条第1項若しくは第2項の規定により、漁業の許可の取消し等をするこ</u>
(4)～(11) (略)	(18) <u>新潟県内水面漁業調整規則第41条第1項又は第43条第1項若しくは第2項の規定により、採捕の許可の取消し等をす</u>
(12) <u>水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第8項及び第15条第3項（同法第15条の2第</u>	

水産課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)・(2) (略)	(1)～(16) (略)
(3) <u>水産業協同組合法第68条第2項（同法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。）及び同法第91条の2第2項の規定により、解散決議の認可をすること。</u>	
(4)～(11) (略)	(17) <u>新潟県内水面漁業調整規則（昭和47年新潟県規則第93号）第20条又は第22条の規定により、採捕の許可の取消し等</u>
(12) <u>水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第7項及び第15条第3項（同法第15条の2第</u>	

2項において準用する場合を含む。)の規定により、意見を聴くこと。 (13)～(16) (略)	ること。
---	------

(略)

農地部

農地管理課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)・(2) (略)	(1) (略)
(3) 農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第7条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農地法第75条の8第1項又は第2項の規定による土地等を買収すべき旨の裁定をすること。	(2) (略) (3) (略) (4) 農地法施行令第16条第2号の規定による指定をすること。

農地計画課

部長専決事項	課長専決事項
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 土地改良法第87条第1項、 <u>第87条の2第1項、第87条の3第1項又は第87条の4第1項</u> の規定により、県営土地改良事業の計画を定めること。	

2項において準用する場合を含む。)の規定により、意見を聴くこと。 (13)～(16) (略)	をすること。
---	--------

(略)

農地部

農地管理課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)・(2) (略)	(1) (略)
(3) <u>農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農地法第75条の5第1項(同法第75条の7第2項において準用する場合を含む。)</u> の規定による草地利用権を設定すべき旨等の裁定をすること。	(2) <u>農地法等の一部を改正する法律附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農地法第39条第1項の規定による売渡通知書等の交付をすること。</u>
(4) 農地法等の一部を改正する法律附則第7条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農地法第75条の8第1項又は第2項の規定による土地等を買収すべき旨の裁定をすること。	(3) <u>農地法等の一部を改正する法律附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の農地法第72条第2項の規定による買収令書の交付をすること。</u>
	(4) (略)
	(5) (略)
	(6) <u>農地法施行令第23条第2号の規定による指定をすること。</u>

農地計画課

部長専決事項	課長専決事項
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 土地改良法第87条第1項又は <u>第87条の2第1項</u> の規定により、県営土地改良事業の計画を定めること。	

- (8) (略)
- (9) 土地改良法第88条第1項、第7項、第12項、第16項又は第19項の規定による県営土地改良事業の計画の変更をすること。
- (10) (略)

(略)
(略)

別表第5 (第14条の2 関係)

(略)

**佐渡地域振興局農林水産振興部副部長
(水産振興担当) 専決事項**

- (1)～(5)の11 (略)
- (6) 漁業法第66条第1項の規定による漁業（小型機船底びき網漁業のうち新潟県漁業調整規則第6条の表に規定する機船手繰網漁業、手びき網漁業及び板びき網漁業を除く。第13号から第17号までにおいて同じ。）の許可をすること（同法第84条第1項に規定する海面に係るものに限る。）。
- (6)の2 漁業法第66条第1項の規定による漁業の許可をすること（同法第8条第3項に規定する内水面に係るものに限る。）。
- (7)～(17) (略)
- (17)の2 新潟県内水面漁業調整規則第9条の規定により、許可証を交付すること。
- (17)の3 新潟県内水面漁業調整規則第13条の規定により、制限又は条件を付けること。
- (17)の4 新潟県内水面漁業調整規則第15条第1項の規定による変更の許可をすること。
- (17)の5 新潟県内水面漁業調整規則第18条の規定により、許可証を書換え交付し、又は再交付すること。
- (18) 新潟県内水面漁業調整規則第27条の規定による水産動植物の採捕の許可をすること。
- (19) 新潟県内水面漁業調整規則第30条の規定により、許可証を交付すること。
- (20) 新潟県内水面漁業調整規則第33条の規定により、制限又は条件を付けること。
- (21) 新潟県内水面漁業調整規則第35条第1項の規定による変更の許可をすること。
- (22) 新潟県内水面漁業調整規則第38条の規定により、許可証を書換え交付し、又は再交付すること。
- (23) 新潟県内水面漁業調整規則第54条第1項の規定による水産動植物の採捕を許可すること。
- (24) 新潟県内水面漁業調整規則第54条第3項

- (8) (略)
- (9) 土地改良法第87条の3第1項、第7項又は第12項の規定による県営土地改良事業の計画の変更をすること。
- (10) (略)

(略)
(略)

別表第5 (第14条の2 関係)

(略)

**佐渡地域振興局農林水産振興部副部長
(水産振興担当) 専決事項**

- (1)～(5)の11 (略)
- (6) 漁業法第66条第1項の規定による漁業（小型機船底びき網漁業のうち新潟県漁業調整規則第6条の表に規定する機船手繰網漁業、手びき網漁業及び板びき網漁業を除く。第13号から第17号までにおいて同じ。）の許可をすること。
- (7)～(17) (略)
- (18) 新潟県内水面漁業調整規則第6条の規定による水産動植物の採捕の許可をすること。
- (19) 新潟県内水面漁業調整規則第9条の規定により、許可証を交付すること。
- (20) 新潟県内水面漁業調整規則第12条の規定により、制限又は条件を付けること。
- (21) 新潟県内水面漁業調整規則第14条の規定による変更の許可をすること。
- (22) 新潟県内水面漁業調整規則第17条の規定により、許可証を書換え交付し、又は再交付すること。
- (23) 新潟県内水面漁業調整規則第33条第1項の規定による水産動植物の採捕を許可すること。
- (24) 新潟県内水面漁業調整規則第33条第3項

(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の共通専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	
工業技術総合研究所技術支援センター長、農業総合研究所研究センター長、農業総合研究所農業技術センター長及び水産海洋研究所佐渡水産技術センター長	(略)
大阪事務所副所長	<p>(1) 職員（係長に相当する者以上の者を除く。）の旅行の命令（5日以上に係るものを除く。）をすること。</p> <p>(2) 職員（係長に相当する者以上の者を除く。）の旅行の復命（5日以上に係るものを除く。）を受けること。</p> <p>(3) 職員（副所長以上の者を除く。）の時間外勤務等の命令をすること。</p> <p>(4) 職員（副所長以上の者を除く。）の特殊勤務の命令をすること。</p> <p>(5) 職員（副所長以上の者を除く。）の当直勤務の命令をすること。</p> <p>(6) 職員（係長に相当する者以上の者を除く。）の休暇等の承認等（5日以上に係るもの（夏季休暇に係るものを除く。）を除く。）をすること。</p> <p>(7) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による職員（所長を除く。次号及び第9号において同じ。）の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。</p> <p>(8) 一般職員勤務時間条例第9条の3第1項の規定による職員の時間外勤務代休時間の指定を行うこと。</p>

(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の共通専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	
工業技術総合研究所技術支援センター長、農業総合研究所研究センター長、農業総合研究所農業技術センター長及び水産海洋研究所佐渡水産技術センター長	(略)

- (9) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による職員の代休日の指定を行うこと。
- (10) 軽易な証明書の発行をすること。
- (11) 職員の身分証明書の発行をすること。
- (12) 職員の被服の貸与をすること。
- (13) 公用自動車の使用を承認すること。
- (14) 登退庁簿の確認をすること。
- (15) 新潟県文書規程第44条第2項の規定により、ファイル基準表を作成すること。
- (16) 新潟県文書規程第45条第1項の規定により、完結文書の保存年限を決定すること。
- (17) 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による被保険者資格の取得及び喪失の届出並びに雇用保険法の規定による離職証明書の発行をすること。
- (18) 軽易な通知、督促、届出、照会、回答、依頼、報告等の事務連絡をすること。
- (19) その他所長の指定する事項

(略)

(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	
県税部 副部長 (村上収税担当、 <u>新潟庶務・課税担当</u> 、 <u>新潟収税担当</u> 、 <u>新津収税担当</u> 、 <u>柏崎収税担当</u> 、 <u>十日町収税担当</u> 及び糸	(1) (略) (2) 直税関係 ア～サ (略) シ 地方税法第73条の25第1項(同法附則第11条の4第2項、第5項及び第7項において準用する場合を含む。)、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、第73条の27の4第2項(同法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)、第73条の27の6第2項又は同法附則第12条第1項の規定により、不動産取

(略)

(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	
県税部 副部長 (村上収税担当、 <u>新津収税担当</u> 、 <u>柏崎収税担当</u> 、 <u>十日町収税担当</u> 及び糸魚川収税担当を除く。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア～サ (略) シ 地方税法第73条の25第1項(同法附則第11条の4第2項及び第5項において準用する場合を含む。)、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、第73条の27の4第2項(同法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)、第73条の27の6第2項又は同法附則第12条第1項の規定により、不動産取得税に

魚川収税 担当を除く。)	得税に係る徴収猶予をすること。 ス～フ (略) (3)・(4) (略)		係る徴収猶予をすること。 ス～フ (略) (3)・(4) (略)
県税部 副部長 (村上収 税担当、 新津収税 担当、柏 崎収税担 当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当に限 る。)	(略)	県税部 副部長 (村上収 税担当、 新津収税 担当、柏 崎収税担 当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当に限 る。)	(略)
県税部 副部長 (新潟庶 務・課税 担当に限 る。)	<p>(1) 共通</p> <p>ア 地方税法第9条の2第2項の規定により、相続人代表者の指定をすること。</p> <p>イ 徴税吏員が税務官署で徴収金の課税資料の調査を行う場合の閲覧又は記録についての指定吏員の証明書を交付すること。</p> <p>(2) 直税関係</p> <p>ア 地方税法第55条の規定により、法人の県民税の更正又は決定をすること。</p> <p>イ 地方税法第58条第4項及び第72条の48の2第6項の規定により、法人の県民税及び事業税の分割課税標準額等の修正を請求すること。</p> <p>ウ 地方税法第72条の39の規定により、法人の所得割の更正又は決定をすること（主たる事務所又は事業所の所在地が県内にある法人であつて、地方税法第72条の2第1項第1号イに掲げるものに係るものを除く。）</p> <p>エ 地方税法第72条の41及び第72条の41の2の規定により、法人の所得割等及び付加価値割等の更正及び決定をすること（主たる事務所又は事業所の所在地が県外にある法人に係るものに限る。）。</p>		

オ 地方税法第72条の46に規定する過少申告加算金若しくは不申告加算金又は同法第72条の47に規定する重加算金のうち、同法第72条の39の規定による更正又は決定に係るものの徴収をすること（主たる事務所又は事業所の所在地が県内にある法人であつて、地方税法第72条の2第1項第1号イに掲げるものに係るものを除く。）。

カ 地方税法第72条の46に規定する過少申告加算金若しくは不申告加算金又は同法第72条の47に規定する重加算金のうち、同法第72条の41又は第72条の41の2の規定による更正又は決定に係るものを徴収すること（主たる事務所又は事業所の所在地が県外にある法人に係るものに限る。）。

キ 地方税法第72条の50第1項本文の規定により、個人の事業税の賦課の変更（減額の場合に限る。）又は取消しを行うこと。

ク 地方税法第73条の3から第73条の7まで又は同法附則第10条の規定により、不動産取得税を非課税とすること。

ケ 地方税法第73条の14第5項から第14項まで又は同法附則第11条の規定により、不動産取得税の課税標準となるべき価格から控除をすること。

コ 地方税法第73条の21第2項の規定により、不動産取得税の課税標準となるべき価格の決定をすること。

サ 地方税法第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項、第73条の27の6第1項、第73条の27の7第1項又は同法附則第12条第3項の規定により、不動産取得税の納税義務の免除をすること。

シ 地方税法第73条の25第1項（同法附則第11条の4第2項、第5項及び第7項において準用する場合を含む。）、第

- 73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、第73条の27の4第2項（同法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）、第73条の27の6第2項又は同法附則第12条第1項の規定により、不動産取得税に係る徴収猶予をすること。
- ス 新潟県県税条例第24条第1項の規定により、法人の県民税の減免をすること。
- セ 新潟県県税条例第37条第1項の規定により、事業税の減免をすること。
- ソ 新潟県県税条例第48条第1項の規定により、不動産取得税の減免をすること。
- タ 新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例を廃止する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前の新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例第2条第1項の規定により、事業税等の課税免除をすること。
- チ 新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例第2条の規定により、不動産取得税等の不均一課税をすること。
- ツ 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例第2条第1項の規定により、事業税等の課税免除をすること。
- テ 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例第2条第1項の規定により、事業税等の課税免除をすること。
- ト 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例第2条の2及び第3条の規定により、法人の県民税等の不均一課税をすること。
- ナ 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例第4条の規定により、不動

産取得税の課税免除をすること。

ニ 新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例第2条及び第3条の規定により、法人の県民税の均等割等の課税免除をすること。

ヌ 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例第2条及び第3条の規定により、法人の県民税等の不均一課税をすること。

ネ 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例第4条の規定により、不動産取得税等の課税免除をすること。

ノ 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例第2条の規定により、事業税等の不均一課税をすること。

(3) 間税関係

ア 地方税法第75条の2及び第75条の3の規定により、ゴルフ場利用税を非課税とすること。

イ 地方税法第144条の14第4項の規定により、軽油引取税に係る課税免除数量の承認をすること。

ウ 地方税法第144条の21第3項の規定により、軽油引取税に係る免税軽油使用者証（農業、林業又は漁業に係るものを除く。）を交付すること。

エ 地方税法第144条の21第6項の規定により、軽油引取税に係る免税証（農業、林業又は漁業に係るものを除く。）を交付すること。

オ 地方税法第144条の29第1項の規定により、軽油引取税に係る徴収猶予をすること。

カ 地方税法第144条の31第4項又は第5項の規定による軽油引取税に係る承認（農業、林業又は漁業に係るものを除く。）をすること。

キ 地方税法第144条の34第1

	<p>項の規定による事業の開廃等の届出を受理すること。</p> <p>ク 地方税法施行令第43条の15第13項の規定による軽油引取税に係る免税証の交付申請に係る届出書を受理すること。</p> <p>ケ 新潟県産業廃棄物税条例第11条第1項の規定により、産業廃棄物税に係る徴収猶予をすること。</p>
<p>県税部 副部長 (新潟収税担当に限る。)</p>	<p>(1) 直税関係</p> <p>ア 新潟県県税条例第57条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の課税免除をすること。</p> <p>イ 新潟県県税条例第61条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の不均一課税をすること。</p> <p>ウ 新潟県県税条例第70条第1項、第71条第1項、第72条第1項及び第73条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の減免をすること。</p> <p>(2) 収税関係</p> <p>ア 地方税法の規定により、国税徴収法第47条の差押（即時に引渡を受け、又は取立を行うものに限る。）及び同法第79条の差押の解除をすること。</p> <p>イ 地方税法の規定により、国税徴収法第82条の交付要求及び同法第84条の交付要求の解除をすること。</p> <p>ウ 地方税法の規定により、国税徴収法第86条の参加差押及び同法第88条の参加差押の解除をすること。</p> <p>エ 地方税法の規定により、国税徴収法第128条の換価代金等の金銭の配当をすること。</p> <p>オ 地方税法の規定により、国税徴収法第136条の滞納処分費の決定をすること。</p> <p>カ 地方税法第13条の2第3項の規定による繰上徴収をすること。</p> <p>キ 地方税法第15条第1項、第2項及び第4項の規定による徴収の猶予、同法第15条の3</p>

の規定による徴収の猶予の取消し並びに新潟県県税条例第9条の2の規定による分割納付等の決定等を行うこと(いずれも猶予の期間が1年を超えない徴収の猶予に係るものに限る。)

ク 地方税法第15条の5第1項及び同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定による職権による換価の猶予、同法第15条の5の3第2項において準用する同法第15条の3の規定による職権による換価の猶予の取消し並びに新潟県県税条例第9条の5の規定による分割納付等の決定等を行うこと(いずれも猶予の期間が1年を超えない職権による換価の猶予に係るものに限る。)

ケ 地方税法第15条の6第1項及び同条第3項において準用する同法第15条第4項の規定による申請による換価の猶予、同法第15条の6の3第2項において準用する同法第15条の3の規定による申請による換価の猶予の取消し並びに新潟県県税条例第9条の8の規定による分割納付等の決定等を行うこと(いずれも猶予の期間が1年を超えない申請による換価の猶予に係るものに限る。)

コ 地方税法第15条の9の規定による納税の猶予の場合の延滞金の免除(猶予の期間が1年を超えないものに限る。)を行うこと。

サ 地方税法第16条の2の規定による有価証券の委託を受けること。

シ 地方税法第20条の4の規定による徴収の嘱託をし、又は徴収の嘱託を受けること。

ス 地方税法第46条の規定による個人の県民税の賦課徴収に関する報告等を受理すること。

<p>県税部 課税課長</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地方税法第53条第40項又は第41項の規定による法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書を受理すること。</p> <p>(5) 地方税法第53条第42項及び地方税法施行令第24条の3第6項(同令第24条の4第6項、第24条の4の2又は第24条の4の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、法人の県民税及び事業税の申告納付期限を延長した旨を通知すること。</p> <p>(6) 地方税法第53条第43項の規定により、法人の県民税に係る申告納付期限延長等を通知すること。</p> <p>(6)の2～(8) (略)</p> <p>(8)の2 地方税法第73条の2第7項の規定により、不動産取得税の減額をすること。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(11) 地方税法第73条の24第1項、第2項若しくは第3項、同法第73条の27の2第1項、同法第73条の27の3第1項又は同法附則第11条の4第1項、第4項若しくは第6項の規定により、不動産取得税の減額をすること。</p> <p>(11)の2～(31) (略)</p>	<p>県税部 課税課長</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地方税法第53条第38項又は第39項の規定による法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書を受理すること。</p> <p>(5) 地方税法第53条第40項及び地方税法施行令第24条の3第6項(同令第24条の4第6項、第24条の4の2又は第24条の4の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、法人の県民税及び事業税の申告納付期限を延長した旨を通知すること。</p> <p>(6) 地方税法第53条第41項の規定により、法人の県民税に係る申告納付期限延長等を通知すること。</p> <p>(6)の2～(8) (略)</p> <p>(8)の2 地方税法第73条の2第6項の規定により、不動産取得税の減額をすること。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(11) 地方税法第73条の24第1項若しくは第2項、同法第73条の27の2第1項、同法第73条の27の3第1項又は同法附則第11条の4第1項若しくは第4項の規定により、不動産取得税の減額をすること。</p> <p>(11)の2～(31) (略)</p>
<p>新潟地域振興局県税部 直税第1課長</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地方税法第53条第40項又は第41項の規定による法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書を受理すること。</p> <p>(5) 地方税法第53条第42項及び地方税法施行令第24条の3第6項(同令第24条の4第6項、第24条の4の2又は第24条の4の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、法人の県民税及び事業税の申告納付期限を延長した旨を通知すること。</p> <p>(6) 地方税法第53条第43項の規定により、法人の県民税に係る申告納付期限延長等を通知すること。</p>	<p>新潟地域振興局県税部 直税第1課長</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地方税法第53条第38項又は第39項の規定による法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書を受理すること。</p> <p>(5) 地方税法第53条第40項及び地方税法施行令第24条の3第6項(同令第24条の4第6項、第24条の4の2又は第24条の4の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、法人の県民税及び事業税の申告納付期限を延長した旨を通知すること。</p> <p>(6) 地方税法第53条第41項の規定により、法人の県民税に係る申告納付期限延長等を通知すること。</p>

	(6)の2～(11) (略)		(6)の2～(11) (略)
新潟地域振興局県税部 直税第2課長	(1)・(2) (略) (3) 地方税法第73条の2第7項の規定により、不動産取得税の減額をすること。 (4)・(5) (略) (6) 地方税法第73条の24第1項、第2項若しくは第3項、同法第73条の27の2第1項、同法第73条の27の3第1項又は同法附則第11条の4第1項、第4項若しくは第6項の規定により、不動産取得税の減額をすること。	新潟地域振興局県税部 直税第2課長	(1)・(2) (略) (3) 地方税法第73条の2第6項の規定により、不動産取得税の減額をすること。 (4)・(5) (略) (6) 地方税法第73条の24第1項若しくは第2項、同法第73条の27の2第1項、同法第73条の27の3第1項又は同法附則第11条の4第1項若しくは第4項の規定により、不動産取得税の減額をすること。
(略)		(略)	
健康福祉環境部 環境センター長	(1)～(8) (略) (9) 大気汚染防止法第10条第2項(同法第17条の13第1項、第18条の13第1項及び第18条の31第1項において準用する場合を含む。)の規定により、ばい煙発生施設の設置等の実施の制限期間を短縮すること。 (10)～(17) (略) (17)の2 大気汚染防止法第18条の23第1項の規定による水銀排出施設の設置の届出を受理すること。 (17)の3 大気汚染防止法第18条の24第1項の規定による一の施設が水銀排出施設となつた際の届出を受理すること。 (17)の4 大気汚染防止法第18条の25第1項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出を受理すること。 (18)～(19)の25 (略) (19)の26 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項(同法第17条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により、廃棄物の保管等に関し必要な報告を求めること。 (19)の27～(72) (略)	健康福祉環境部 環境センター長	(1)～(8) (略) (9) 大気汚染防止法第10条第2項(同法第17条の13第1項及び第18条の13第1項において準用する場合を含む。)の規定により、ばい煙発生施設の設置等の実施の制限期間を短縮すること。 (10)～(17) (略) (18)～(19)の25 (略) (19)の26 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項の規定により、廃棄物の保管等に関し必要な報告を求めること。 (19)の27～(72) (略)
健康福祉環境部 環境センター環境課長	(1)～(8)の8 (略) (9) 大気汚染防止法第11条(同法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設の設置者の氏名等の変更又は使用の	健康福祉環境部 環境センター環境課長	(1)～(8)の8 (略) (9) 大気汚染防止法第11条(同法第17条の13第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設の設置者の氏名等の変更又は使用の廃止の届出を受理す

	廃止の届出を受理すること。 (10) 大気汚染防止法第12条第3項（同法第17条の13第2項、 <u>第18条の13第2項及び第18条の31第2項</u> において準用する場合を含む。）の規定によるばい煙発生施設の設置者の地位の承継の届出を受理すること。 (10)の2 (略) (10)の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の12第1項の規定により、最終処分場の台帳を調製し、これを保管すること。 (10)の4～(20) (略)
(略)	

(4) (略)

別表第7（第15条関係）

- (1) (略)
- (2) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等が長期にわたり不在等の場合において当該次長、課長等の専決事項について専決する者

専決権限を有する者	専決する者
(略)	
東京事務所副所長	(略)
大阪事務所副所長	大阪事務所長
地域機関の課長（自治研修所総務課長、消防学校の課長、はまぐみ小児療育センターの課長、テクノスクールの課長（ <u>新潟テクノスクールの課長を除く。</u> ）、農業総合研究所総務課長、農業総合研究所研究センターの課長、農業大学校総務課長、森林研究所の課長、水産海洋研究所の課長及び内水面水産試験場の課長を除き、東京事務所総括所長代理、保健環境科学研究所調査研究室長、コロニーにいがた白岩の里の企画相談室長、児童部長、成人部長、高齢	(略)

	ること。 (10) 大気汚染防止法第12条第3項（同法第17条の13第2項及び <u>第18条の13第2項</u> において準用する場合を含む。）の規定によるばい煙発生施設の設置者の地位の承継の届出を受理すること。 (10)の2 (略) (10)の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の11第1項の規定により、最終処分場の台帳を調製し、これを保管すること。 (10)の4～(20) (略)
(略)	

(4) (略)

別表第7（第15条関係）

- (1) (略)
- (2) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等が長期にわたり不在等の場合において当該次長、課長等の専決事項について専決する者

専決権限を有する者	専決する者
(略)	
東京事務所副所長	(略)
地域機関の課長（自治研修所総務課長、消防学校の課長、はまぐみ小児療育センターの課長、テクノスクールの課長（ <u>三条テクノスクール及び魚沼テクノスクールの課長に限る。</u> ）、農業総合研究所総務課長、農業総合研究所研究センターの課長、農業大学校総務課長、森林研究所の課長、水産海洋研究所の課長及び内水面水産試験場の課長を除き、東京事務所総括所長代理、保健環境科学研究所調査研究室長、コロニーにいがた白岩の里の企画相談室長、児童部	(略)

期更生部長、重複更生部長及び社会復帰部長、工業技術総合研究所の企画管理室長及び研究開発センター長、新潟テクノスクールの課長、農業総合研究所の企画情報部長、基盤研究部長及びアグリ・フーズバイオ研究部長並びに農業大学の農学部長及び研修センター長を含む。）

(略)

消防学校教務課長及びテクノスクールの課長（新潟テクノスクールの課長を除く。）

(略)

(略)

別表第8（第16条関係）

(1) (略)

(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の代決の順序

地域機関の区分	代決の順序
(略)	
はまぐみ小児療育センター	(略)
大阪事務所	(1) 所長の権限の代決 所長が不在のときは副所長、所長及び副所長がともに不在のときは所長代理 (2) 副所長の権限の代決 副所長が不在のときは、所長代理
(略)	
新潟テクノスクール	(1) 校長の権限の代決 ア 校長が不在のときは、訓練第1課、訓練第2課及び開発援助課に関する事項については副校長、総務課に関する事項については総

長、成人部長、高齢期更生部長、重複更生部長及び社会復帰部長、工業技術総合研究所の企画管理室長及び研究開発センター長、テクノスクールの課長（新潟テクノスクール及び上越テクノスクールの課長に限る。）、農業総合研究所の企画情報部長、基盤研究部長及びアグリ・フーズバイオ研究部長並びに農業大学の農学部長及び研修センター長を含む。）

(略)

消防学校教務課長及びテクノスクールの課長（三条テクノスクール及び魚沼テクノスクールの課長に限る。）

(略)

(略)

別表第8（第16条関係）

(1) (略)

(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の代決の順序

地域機関の区分	代決の順序
(略)	
はまぐみ小児療育センター	(略)
(略)	
新潟テクノスクール <u>上越テクノスクール</u>	(1) 校長の権限の代決 ア 校長が不在のときは、訓練第1課、訓練第2課及び開発援助課に関する事項については副校長、総務課（ <u>上越テクノスクールにあ</u>

	<p>務課長</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>		<p><u>つては、庶務課)</u> に関する事項については総務課長 <u>(上越テクノスクールにあつては、庶務課長)</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>
(略)		(略)	